

諮問第 51 号



行財政構造改革審議会

行財政構造改革の検証及び 2019 年度以降の
行財政運営の枠組みについて（諮問）

このことについて、行財政構造改革の推進に関する条例（平成 20 年兵庫県条例第 43 号）
第 7 条第 1 項及び第 10 条第 2 項第 3 号の規定により諮問します。

平成 30 年 9 月 13 日

兵庫県知事 井戸 敏三